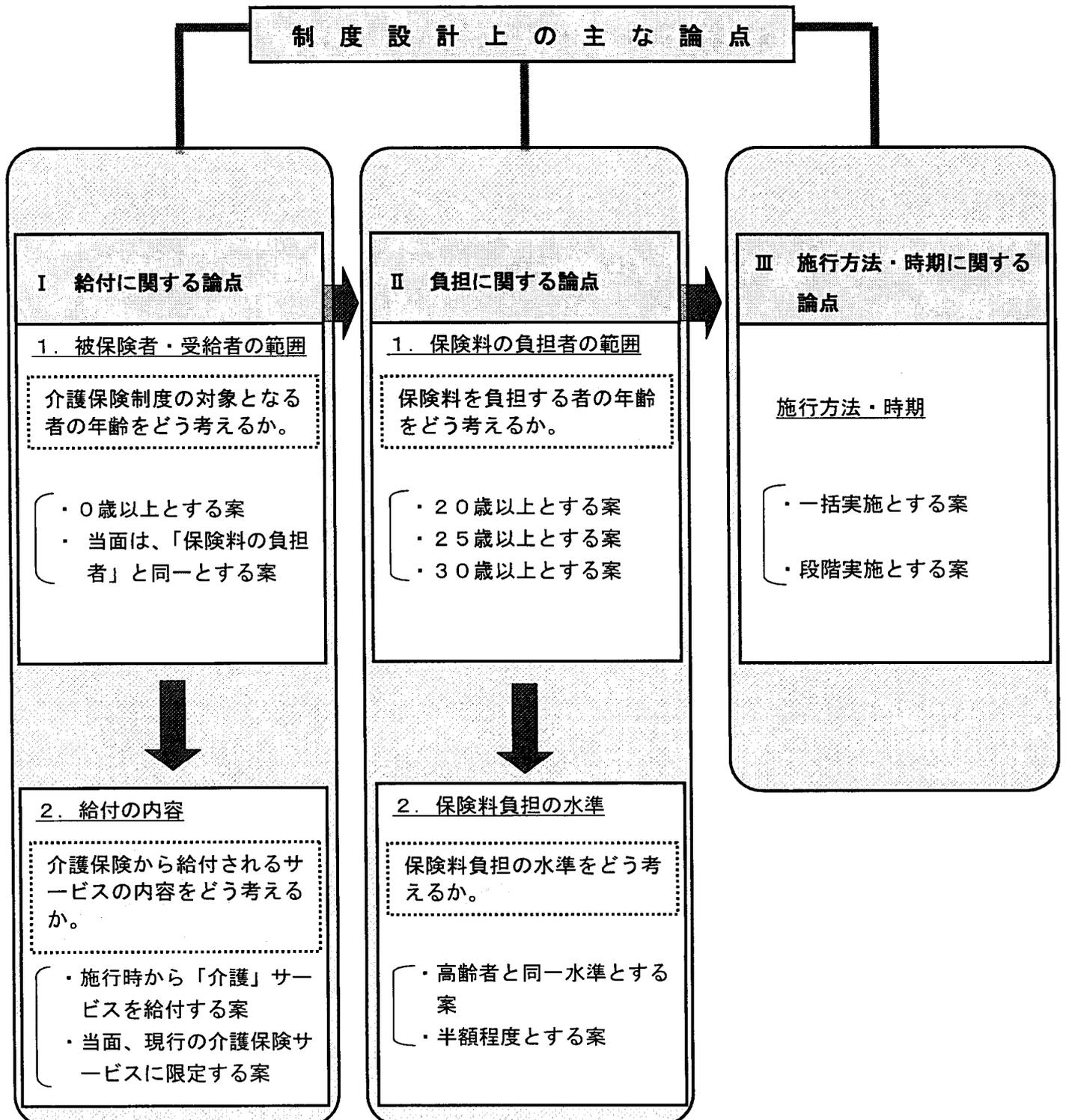


<p>被保険者・受給者の範囲の拡大に 関する制度設計上の論点</p>
--

「被保険者・受給者の範囲の拡大」に関する制度設計上の論点

本資料は、介護保険制度における「被保険者・受給者の範囲」を拡大する場合の制度設計上の主な論点を整理したものである。



I 給付に関する論点

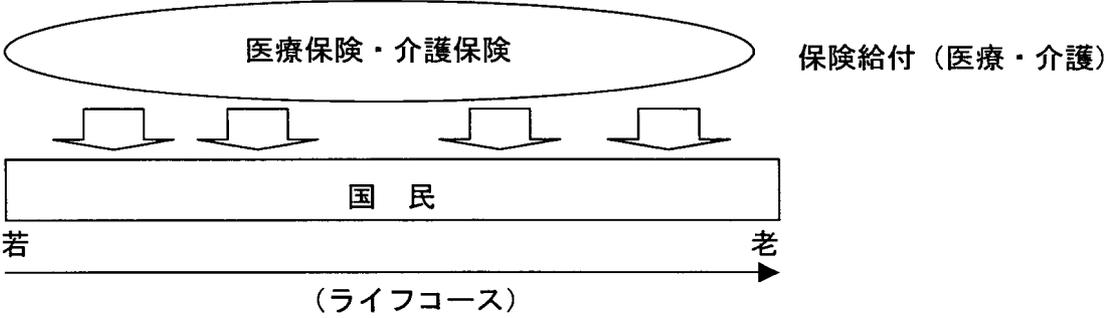
1. 被保険者・受給者の範囲
介護保険制度の対象となる者の年齢をどう考えるか。

- (1) 次のような「介護の普遍性」という観点を重視すれば、被保険者・受給者の範囲は0歳以上とすることが考えられるが、どうか。
 - ・ 介護を必要とする人であれば、年齢や要介護状態となった原因によって給付の有無や内容に差異が生じないように、「全国民の介護を全国民で支える普遍的な仕組み」を構築する。
 - ・ こうした仕組みを構築することにより、「老化に伴う介護ニーズ」に対応する現行の介護保険制度が「全国民の普遍的な介護ニーズ」に対応する制度へと進化する。

(参考) 諸外国における介護保障制度

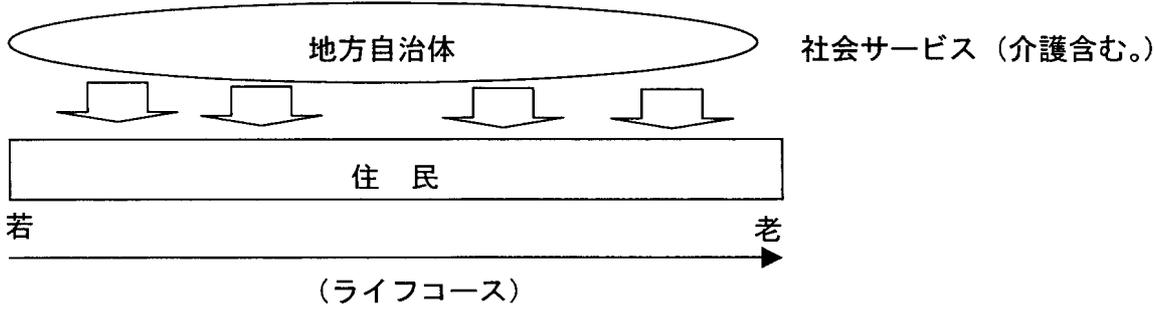
[ドイツ、オランダ]

- 社会保険方式による介護保障
- 被保険者の範囲には、年齢や障害種別による区別なし



[スウェーデン、イギリス]

- 地方自治体が税財源により社会サービス一環として介護サービスを提供
- 社会サービス（介護サービス含む）の対象は、年齢や障害種別による区別なし



(2) 0歳にまで引き下げる方法としては、次の2案が考えられる。

(案1) 範囲拡大をする際に、当初から0歳以上とする。

(考え方)

拡大当初から、介護を必要とする理由や年齢の如何を問わず、全国民の介護ニーズを支える普遍的な制度を実現する。

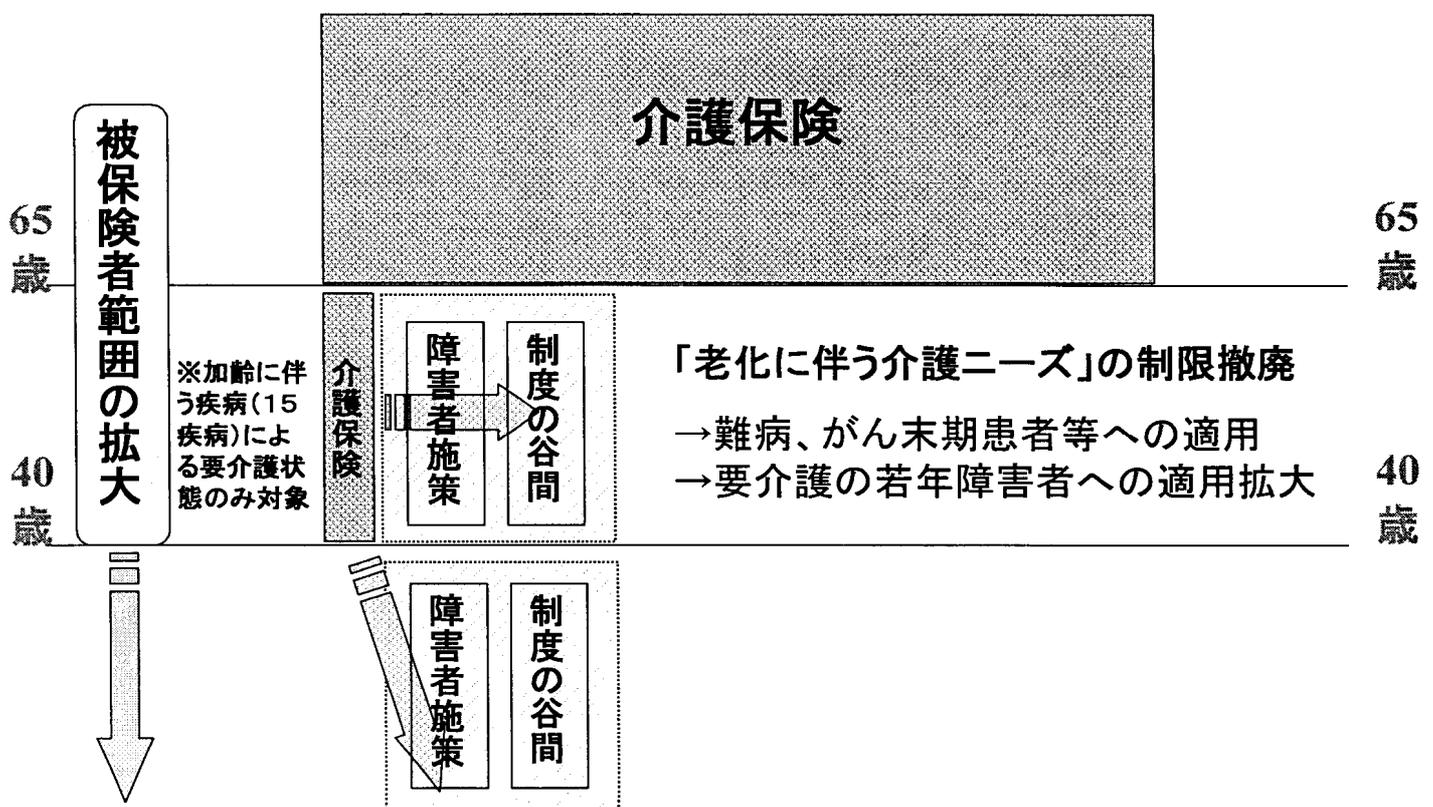
(案2) 将来的には、0歳以上とするが、当面は、被保険者・受給者の対象年齢を、保険料を負担する者の範囲と一致させる。

(考え方)

負担の激変緩和を図るため、保険料を負担する者の範囲を段階的に拡大することとし、それに合わせて、同じ年齢まで被保険者・受給者の範囲も段階的に引き下げる。

保険料を負担する者の年齢が目標とする年齢にまで達するときに、被保険者・受給者の年齢を0歳以上にまで引き下げる。

[介護保険制度の普遍化のイメージ]



2. 給付の内容

介護保険から給付されるサービスの内容をどう考えるのか。特に、障害者制度との適用関係はどう考えるのか。

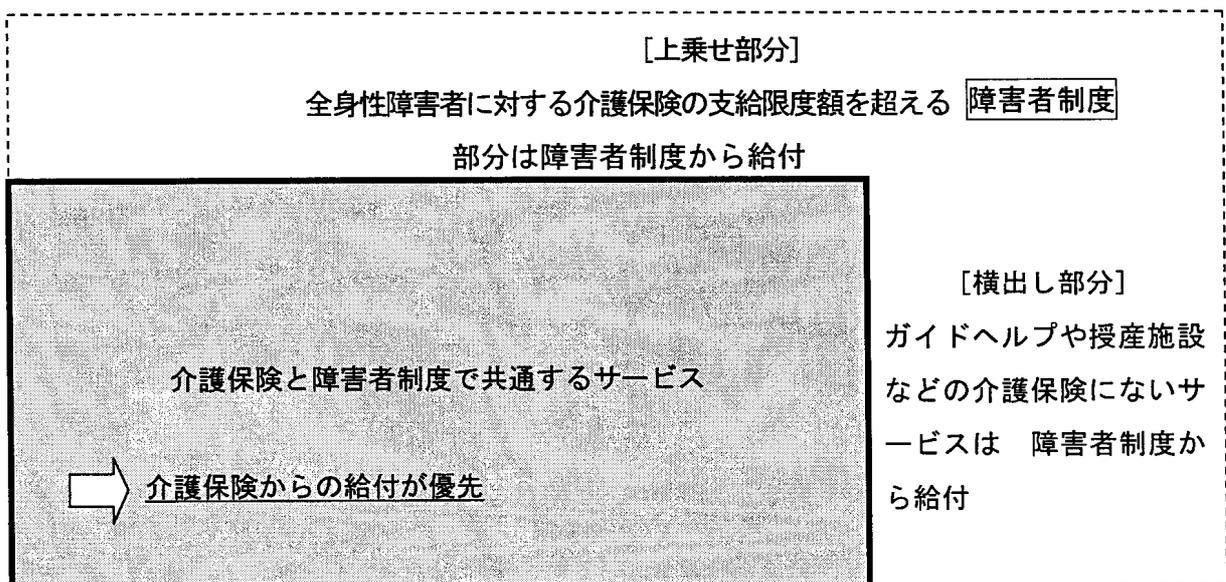
○ この点については、次のように考えられる。

(1) 基本的な考え方

- ・ 介護保険制度と障害者制度の適用関係について、現行制度においては、
 - ① 両者に共通するサービスについては、一般制度である介護保険制度を優先し、
 - ② 介護保険制度にないサービス等については、障害者制度を適用するという仕組みになっている。実際に、既に65歳以上の高齢障害者については、こうした「組み合わせ」の仕組みが適用されている。
- ・ 被保険者・受給者の対象年齢を引き下げの場合にも、若年障害者に対して、こうした組み合わせの仕組みを適用することが適当である。

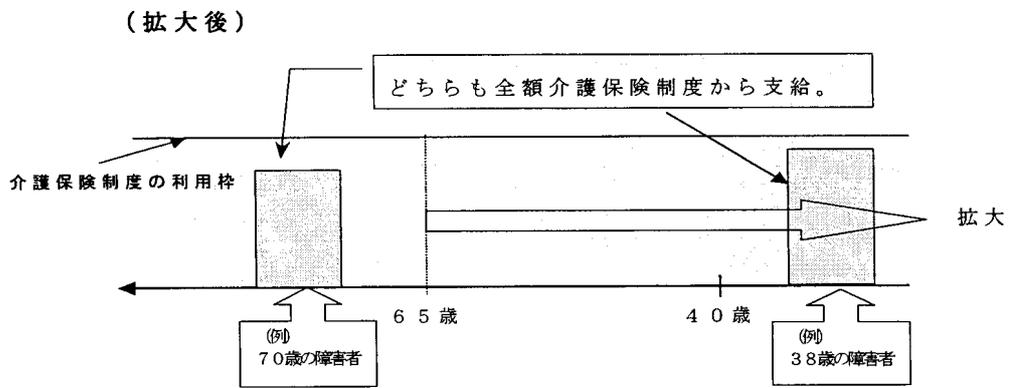
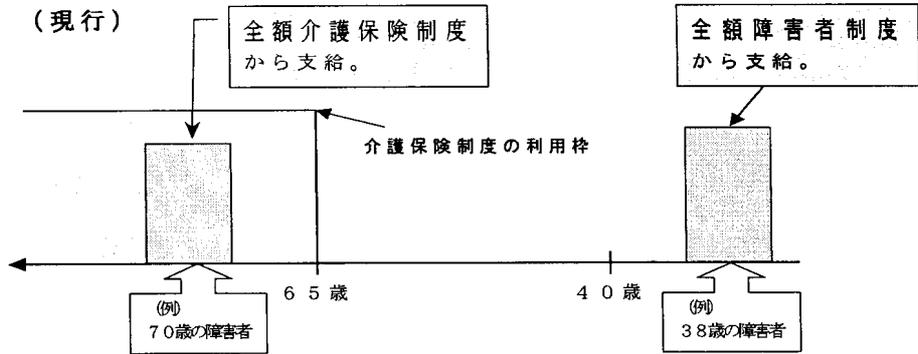
※ 上記のような適用関係であることから、就労支援や社会参加など介護以外のニーズにも対応している障害者制度の全体を介護保険制度に「統合」ということにはならない。

[65歳以上における介護保険制度と障害者制度との関係]

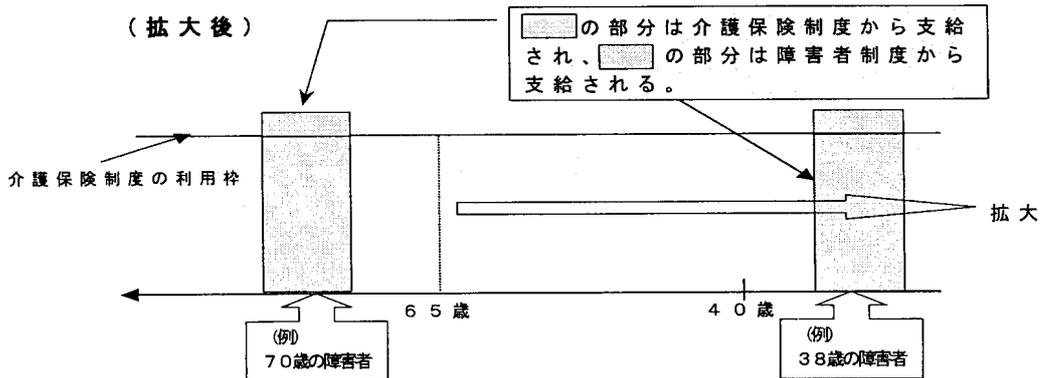
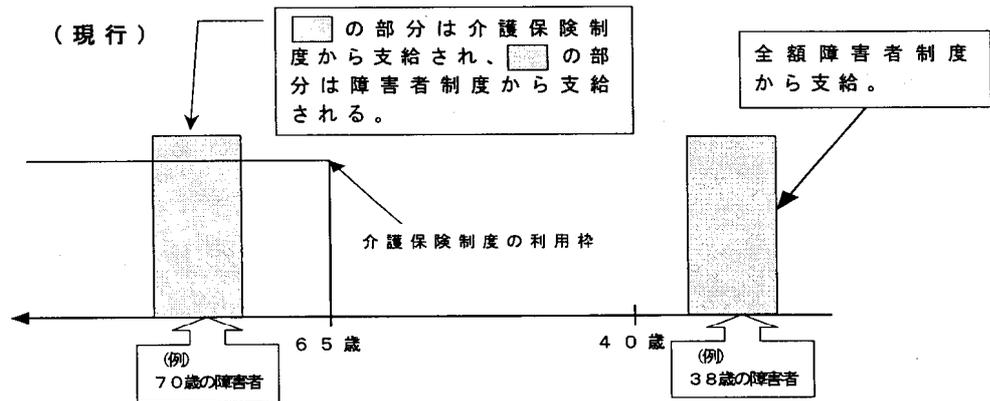


(介護保険・優先適用のイメージ)

タイプⅠ：
障害者のサービス利用量や種類が介護保険制度の枠内に収まっている場合



タイプⅡ：
障害者のサービス利用量や種類が介護保険制度の枠内に収まらない場合



(2) 具体的な給付内容

- 現行の介護保険制度と障害者制度の適用関係の具体的内容をみると、
 - ・ ホームヘルプサービスのうち身体介護及び家事援助は、共通するサービスとして、介護保険制度からの給付が優先される、
 - ・ 障害者制度におけるデイサービス、施設サービス等には、「介護」に該当するサービスのほかに、授産活動や創作的活動など「介護」以外のサービスも混在しており、サービス内容に照らして「介護」以外のサービスとして利用が必要と認められる場合には、障害者制度からこれらのサービスを受けられることとされている。

- 今後、障害保健福祉行政においては、障害者サービスの機能再編・分化を行う予定であり、デイサービス、施設サービス等においても「介護」サービスに該当するものと「介護」サービス以外のサービスに該当するものに分化されていくことになる。

- 上記を踏まえれば、被保険者・受給者の対象年齢を引き下げた場合の具体的な給付内容は、以下のとおり考えられる。

(案1) 施行当初から、現行の介護保険サービスに加えて、機能再編・分化後の障害者サービスのうち「介護」サービスに該当する部分も、給付対象とする。ただし、この場合には、数年の準備期間を必要とする。

(案2) 初期の段階においては、障害者サービスの機能再編が緒に就いたばかりであり、制度移行を円滑に行うことが難しいと考えられるため、現行の介護保険サービスのみを給付の対象とし、その間は、障害者サービスとして提供されている若年者向け介護サービスは、基本的には、引き続き、障害者制度から給付する。(ただし、ホームヘルプサービス(身体介護及び家事援助)は、現在の整理でも共通サービスであるので、介護保険からの給付が優先。)

一定期間を経た次の段階からは、障害者サービスのうち「介護」サービスに該当するものも、介護保険の給付対象とする。

